

## 木更津市放射線測定機器貸与要領

### (目的)

第1条 この要領は、木更津市が所有する簡易型環境放射能測定機器を、市民に貸与する際の手続等を規定し、市民自らが空間放射線量の測定、汚染状況の確認を行うことにより、市民の安心に寄与することを目的とする。

### (貸与の対象)

第2条 この要領に基づき機器の貸与を受けることができる者は、以下に掲げるもののうち、いずれかに該当している者とする。

- (1) 木更津市に住所を有する満20歳以上の個人
- (2) 木更津市に土地または家屋を所有している個人
- (3) 木更津市で事業活動をしている団体または法人
- (4) 前各号に該当する者の委任を受けた代理人

### (貸与機器)

第3条 この要領に基づき貸与に供する機器は、次のとおりとする。

堀場製作所製 環境放射線モニタ R a d i P A - 1 0 0 0

### (借用申請)

第4条 この要領に基づき機器の貸与を受けようとする者は、別記様式第1号の借用申請書に必要事項を記入の上、提出するものとする。

2 前項の借用申請書は、環境管理課に提出するものとする。なお、提出方法は直接持参の他、電話による予約も認めるものとするが、電話による予約の場合は、機器貸与日までに申請書を提出するものとする。

### (貸与の決定)

第5条 前条に定める借用申請書の提出を受けたときは、必要に応じ第2条に定める要件に該当しているか否かを確認するための証明書等の提示を求めるとともに、貸与予定と照合し、速やかに貸与の可否の決定を行い、申請者に通知するものとする。

### (貸与の期間)

第6条 機器の貸与期間は、原則として一件あたり1日とし、借用者は貸与当日の午後5時までに環境管理課に機器を返却するものとする。

(機器等の受け渡し)

第7条 機器の受け渡しは、借用希望者が環境管理課に訪問し、取扱説明書等とともに受領するものとする。なお、その際、環境管理課員により注意事項等について説明するものとする。

(機器破損時等の取扱い)

第8条 借用者の故意または過失により機器が破損、紛失等した場合は、借用者の責任において原状回復を行うものとする。

(目的外使用の禁止)

第9条 借用者は、機器を営利目的で使用してはならない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、環境管理課において必要に応じ判断するものとする。

附則

この要領は、平成24年3月5日から実施する。

附則

この要領は、平成25年1月4日から実施する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。